

令和7年度 三重地方最低賃金審議会小委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月19日（火） 13時25分～16時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	西川 昇吾		
労働者代表	佐藤 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦	
使用者代表	栗須百合香	中村 和仁	松井 寿人	

4 議題

- (1) 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について
- (2) その他

5 開 会

（室長補佐）

只今から令和7年度三重地方最低賃金審議会小委員会を開催させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から、御挨拶を申し上げます。

（労働基準部長）

本日は、御多忙のところ、また、大変暑い中、三重地方最低賃金審議会小委員会に御出席いただきありがとうございます。

本日の小委員会でございますが、改正の申出書が提出されております電線・ケーブル製造業等4業種の改正の必要性の有無について、御審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

6 議 事

（室長補佐）

続きまして、小委員会を進めるにあたりまして、先ず始めに、委員長、委員長代理を選任していただき、議事を進めていただくこととなります。

西川会長いかがいたしましょうか。

（会 長）

御提案としては、委員長に私、委員長代理には恒岡委員でまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

— 異議なし、の声あり —

(室長補佐)

それでは、委員長、委員長代理の席に名札を置かせていただきます。

これよりの委員会の運営は西川委員長のほうでよろしく願いいたします。

(1) 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について

(委員長)

皆様、本日もよろしく願いいたします。

これより、先月 28 日に三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長に諮問がありました特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について御審議を進めてまいりたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

(室 長)

それでは、私の方から説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。

特定(産業別)最低賃金の申出書の提出がございましたのは、電線・ケーブル製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の 4 業種となっております。

こちらを御覧いただきますと、申出合意労働者数が適用労働者数のおおむね 3 分の 1 以上というのが申出の要件の一つでございます。

この表の黄色で塗潰してある「⑪合意比率」にそれぞれございますように、電線・ケーブル同製品製造業で 77.7%、一般機械器具製造業で 37.6%、電気機械器具製造業で 49.4%、輸送用機械器具製造業で 43.7%ということで、それぞれ「おおむね 3 分の 1 以上」という要件は満たしているところでございます。

また、提出された申出書により算出しますと、それぞれ 4 業種とも、⑫協約による最低額から、⑬現行の特定最賃額を引いた金額であります、ピンク色のラインが引いてある「差額・時間額」が、電線・ケーブル製造業ですと協約による最低額が 1,301 円、最賃額が 1,033 円ですので、その差が 268 円ということで、言い換えれば 268 円まで引き上げることが可能であるということになります。

ほかの 3 業種の産業では、一般機械器具製造業で差が 89 円、電気機械器具製造業で 49 円、輸送用機械器具製造業で 103 円となっております。

資料 5 でお示ししておりますが、最低賃金法第 16 条で、改定される特定最低賃金額は三重県最低賃金額を上回るものでなければならないと規定されていますので、御協議の際にはこの点も念頭において、御協議の程よろしく願いいたします。

申出書写は、第 2 回本審の資料 13 にお付けしたとおりでございます。

資料 2 は、特定(産業別)最低賃金 4 業種と地域別最低賃金額の推移と格差をまとめた表とグラフ、特定(産業別)最低賃金 4 業種の年次別決定状況の表でございます。

資料 3 は、申出がありました 4 業種の最低賃金基礎調査結果を取りまとめたものを

付けさせていただきました。

電線・ケーブル製造業は1ページから5ページ、一般機械器具製造業は6ページから10ページ、電気機械器具製造業は11ページから15ページ、輸送用機械器具製造業は16ページから20ページでございます。

総括表の見方ですが、現在の最低賃金額より1円低い金額の行に黄色でラインを引いてありますので、御確認ください。

資料4は、申出がございました4業種について、今年もアンケート形式での通信調査による参考人意見聴取を行いました。

最低賃金基礎調査の提出をいただいた事業場を選定し、7月7日に39事業場に発送し、提出期日は7月28日としましたところ、26事業場から回答をいただいております。

ただ、電線・ケーブル製造業につきましては、事業場数及び最低賃金基礎調査対象事業場数が少ないことから、毎年、依頼する事業場が偏ってしまうのが実情です。

特定(産業別)最低賃金発効予定日についてご説明します。

事業場において賃金締切日が20日締めのところが多く、賃金計算が煩雑になるとの御意見・御要望があり、審議の結果、特定(産業別)最低賃金の発効日は12月21日とされているところです。

これに基づき発効日を12月21日と考えますと、答申を10月23日にいただくと、異議申出の締め切りが11月7日ですので、異議申出があれば11月10日月曜日に異議審を開催することとなります。昨年は異議の申出がございましたので、異議審は行われておりません。

12月21日の発効で、官報公示が30日前ということで11月21日の官報公示、それに合わせるためには、本審を開催して10月23日木曜日に答申をいただく必要がございます。

簡単ではございますが、資料等についての説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。只今の説明でございますけれども、何か御意見等ありますでしょうか。

無いようですので、それでは、特定(産業別)最低賃金改正の必要性の審議に入りますが、どういう進め方にいたしましょうか。

事務局から説明と提案があるとのことですので、よろしくお願いします。

(室長)

では、小委員会の進行に関し説明させていただきます。

まず、当委員会ですが、資料6にございます昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申の了解事項において、特定(産業別)最低賃金の決定等の必要性について諮問された場合には「最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする」とされておりますので、審議に当たり御留意いただきますようお願いいたします。

本日、お諮りしたいことが1点ございます。昨年度から審議の透明性等を一層高め

るため、公労の委員、公使の委員で意見交換いただいた後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくようお願いしているところです。今年度も引き続き労使の代表委員から意見交換概要を報告いただきたく、御審議よろしく願いいたします。

なお、当小委員会は議事録を作成し、公開しておりますことを併せて御報告いたします。

(委員長)

只今説明がありましたように、昨年度と同様に、労使に分かれた御検討後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくという提案です。皆さん御意見いかがでしょうか。

まず、労働者代表委員より御意見をお願いいたします。

(廣瀬委員)

審議の進め方については、こちらからありません。

(委員長)

ありがとうございます。

続いて、使用者代表委員の方、御意見をお願いします。

(中村委員)

こちらから別にございません。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくこととしますので、御準備よろしくをお願いします。

それでは事務局、続きの説明等お願いします。

(室 長)

本日の労使個別会場について御案内させていただきます。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

(委員長)

お集まりいただきましたので、審議を再開いたします。

それでは、まず、労働者代表委員から、意見交換の結果報告をお願いします。

(廣瀬委員)

審議お疲れさまでございました。

今回労働側からは、4業種について審議の申出の方をさせていただきました。

どの業界もですね、三重県を代表する主要な産業であることも含め、産業の維持発展のためにも労使で協約を結んだ上で提出をした申出でありました。けれども、2業種につきましては、影響率といったものを加味して御納得はいただいたのですが、やはり、何年か埋没をしたものに関しては、こちらとしては、合理的な内容で申出をしたにも関わらず、そういったものに対して合理的な説明もないまま、なかなか必要性ありというのを認めていただけないというのは、非常に不本意でありました。

こういったことは当該労使によって必要性について金額については、審議を進めていく必要性が有ると考えておりましたが、なかなか当該労使の話し合いまで認めていただけないということは、こちら側としても、申出の要件を、何をしたら申出を認めていただけるのか、非常に悩ましいというか、どうしたらいいのか分からないという状況に今なっております。

三重県の主要産業である4業種または5業種の申出、必要性ありと、申出については行っていきたいと思っております。そういった産業、三重県の産業の発展について使用者側はどうお考えになっているのか、未来についてですね、そういった産業についてどうお考えになるのか、改めて労使で話し合っていく必要があるのではないかと感じました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員から御意見をお願いします。

(中村委員)

先程、労働者側からお話をいただきました。4業種について意向表明がありましたので、それに伴って、本日必要性の有り無しの審議を慎重にさせていただいたところでございます。

2回目の本審でもですね言わせていただいたかと思いますが、昨年もお話をさせていただきましたが、そもそも特定(産業別)最低賃金というのは、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に関係労使申出を受けて、公労使の全会一致の決議を経て設定というふうになっておりますが、近年、今年度もそうでしたが、地賃の大幅な引き上げによって、その差額が急激に縮まって2021年から逆転をするという形ですので、当県に限らず他県もそうですが、地賃の最低賃金を下回るケースが多くなってきたと。20数年ぶりにということで、一昨年も昨年も上げていただきましたが、色々審議はさせていただきました。

その中で、先ほどおっしゃっていただきましたように、電線ケーブル、輸送用に関しましては、我々としては必要ありと認めさせていただきました。

電気については、私共も初めてのケースでございますが、今後こういうケースも起こり得ることもありますが、これは、私共がどうのこうのというのではなくて、テーブルにそもそも載せられない。これは致し方がない。これは我々の部分ではございませんので、その点を御留意ください。

一般機械に関してもですね、昨年も申しましたが、本日いただいた、いつも一番この部分で重要視させていただきます必要性についての業界の参考人の意見聴取と

いうのをいただいたかと思います。特に重要視して色々見せていただいた中でも、正直、業界の状況も悪いという部分も圧倒的多数を占めた部分もありますし、金額の改正が必要かというところで、7社のうち6社が思わない。と、大半のところがそういう御回答をいただいているというところが全てかなというところも含まれております。その辺を総合的に判断させていただいた結果、今から採決をしていただく結果になってくるかなと思っております。簡単ではございますが、コメントとさせていただきます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、4業種の特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無を確認したいと存じます。

順に4業種を申し上げますので、改正の必要性が有るとお考えの委員の方は挙手をお願いします。

電線・ケーブル製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性有りとお考えの委員の方、挙手をお願いします。

全会一致しました。

一般機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性有りとお考えの委員の方、挙手をお願いします。

全会一致しませんでした。

電気機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありとお考えの委員の方、挙手をお願いします。

全会一致しませんでした。

輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性について、必要性ありとお考えの委員の方、挙手をお願いします。

全会一致しました。

それでは、全会一致となりました電線・ケーブル製造業、輸送用機械器具製造業については、改正の必要性ありとの結論となりました。

全会一致とならなかった一般機械器具製造業、電気機械器具製造業については、改正の必要性ありとの結論に至りませんでしたので御報告いたします。労使双方の皆様、それで結果に間違いありませんか。

それでは、事務局において2通の小委員会報告(案)の作成をお願いします。

— 事務局より小委員会報告(案)を作成(2通) —

— 事務局より小委員会報告(案)を配付(2通) —

(委員長)

只今、御手元の方に報告(案)を配布させていただきました。事務局において読み上げをお願いします。

— 室長 小委員会報告(案)(2通)の朗読 —

(委員長)

只今の報告(案)について何か御意見はございますでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、小委員会報告として本審に報告させていただきます。

(2) その他

(委員長)

では、その他事務局から何かございますでしょうか。

(室長補佐)

それでは最後に、労働基準部長から御礼の挨拶をさせていただきます。

(労働基準部長)

長時間御審議ありがとうございました。

特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無につき御審議いただき、先程結論をいただいたところでございます。

委員長始め各委員の皆様の御尽力ありがとうございました。

誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(委員長)

皆様、長時間お疲れ様でした。これをもちまして小委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

以上